

小浜市障がい者（児）福祉計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

小浜市障がい者（児）福祉計画策定業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件、審査等について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名：小浜市障がい者（児）福祉計画策定業務
- (2) 業務目的：別紙仕様書のとおり
- (3) 業務内容：別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 提案上限額：8,800,000円（消費税および地方消費税を含む）

3. 参加要件

広告の日から契約締結の日までの間において、次に掲げる事項をすべて満たす法人とする。

- (1) 小浜市入札参加資格者名簿（物品）に登録されていること。
- (2) 小浜市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと、その他この事業を行うのにふさわしくない法人等でないこと。
- (5) 過去6年間（令和2年4月1日以降）において、障害福祉計画および障害児福祉計画の策定実績があること。

4. 選考日程

選考に関する主な日程は次のとおりとする。ただし、変更となる場合がある。

項目	期限・期日等
公告（案件公表・資料配布）	令和8年4月7日（火）
参加意思確認書の提出期限	令和8年4月20日（月）まで
質問提出期限	令和8年4月22日（水）まで
質問回答	令和8年4月24日（金）
企画提案書提出期限	令和8年5月7日（木）必着
審査委員会（プレゼンテーション）	令和8年5月14日（木）
選考結果通知	令和8年5月下旬
契約締結	令和8年5月下旬

5. 公告

公募に関する資料、様式等は小浜市公式ホームページに掲載する。

6. 参加意思確認書の提出

企画提案参加意思確認のため、指定期日までに参加意思確認書を提出すること。

- (1) 提出書類 参加意思確認書（様式1）
- (2) 提出期限 令和8年4月20日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール（genki@city.obama.lg.jp宛て）、持参または郵送とする。
※電子メールまたは郵送で受領した場合は、参加意思確認書に記載のメールアドレス宛に受領した旨を通知する。
- (4) 提出先 〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号
小浜市 地域支援課 障がい者支援室
（持参または郵送の場合）

7. 質問の受付および回答

質問がある場合は期限までにメールで照会するものとする。（様式は任意）

- (1) 受付方法
 - ア. 提出書類 質問書（様式2）
 - イ. 提出期限 令和8年4月22日（水）午後5時必着
 - ウ. 提出方法 電子メール（genki@city.obama.lg.jp宛て）とする。
- (2) 回答方法
 - ア. 回答期日 令和8年4月24日（金）
 - イ. 回答方法 質問とそれに対する回答を小浜市公式ホームページに掲載する。

8. 企画提案書の提出

企画提案に参加する法人は、提出期限までに次の資料を提出すること。

(1) 提出書類

書 類	内 容	部 数
企画提案資料届出書	・ 指定の様式（様式3）とする。	1部
企画提案書	・ 任意の様式とする。 ・ 審査事項、評価基準に示す内容を記載すること。	8部
見積書	・ 任意の様式とする。 ・ 内訳を記載すること。 ・ 消費税を含む金額とし、企画提案の内容に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記載すること。	8部
会社概要	・ 任意の様式とする。 ・ 資産、役員、職員体制、担当者名、計画策定に係る業務実績（令和2年以降のもの）が確認できるもの。当該事項が確認できる場合はパンフレット可とする。	8部
計画書	・ 本市または他自治体から受託し作成した計画書（自治体が公開しているデータの印刷物可とする。）	8部

- (2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）
 ※企画提案資料届出書のみ1部
- (3) 提出期限 令和8年5月7日（木）午後5時必着
- (4) 提出方法 持参または郵送とする。
- (5) 提出先 〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号
 地域福祉課 障がい者支援室

9. 選考

審査委員会において、次の評価基準に基づき企画提案の審査を行い、優先交渉権者を選考する。

(1) 審査委員会（プレゼンテーション）

- ア. 開催日 令和8年5月14日（木）
- イ. 開催場所 小浜市大手町6番3号 小浜市役所3階302会議室
- ウ. 出席者 2名以内
- エ. 実施時間 45分（提案説明時間30分以内、質疑応答15分以内）
- オ. 実施方法 プレゼンテーションは企画提案書等提出書類に基づき行うものとし、当日の資料配布は認めない。提出書類の投影は可能（スクリーンまたはモニターを用意予定）

(2) 審査方法

審査書類およびプレゼンテーションにより、次の評価基準に基づき審査する。総合評価点において、市の定める基準点数を満たし、かつ、最も点数の高い事業者を優先交渉権者として選考する。

審査事項	評価基準
実施方針	・趣旨を理解し、業務実施方針が具体的に示されているか。
業務実施体制	・人員の配置や担当者の経験等、十分な体制が整っているか。 ・柔軟な対応やフォローが可能か。
見積金額	・妥当な水準か。
業務執行能力	・障がい福祉制度に関し十分な知識を有しているか。 ・最新の国や県、他自治体の情報を把握し、提供できるか。 ・計画策定の実績や経験が十分か。 ・成果品の見やすさ、わかりやすさはどうか。
地域特性の把握	・小浜市の現状に対する理解度や地域特性の把握、分析が盛り込まれているか。
スケジュール	・明確で無理のないものか。
アンケート調査	・調査の企画設計、集計や分析手法に対する提案はどうか。 ・回収率向上の取り組み、調査報告書の工夫が示されているか。
独自提案	・事業者の強みや特色を生かした小浜市にとって魅力的な提案であるか。

10. 選考結果の通知

選考結果は、令和8年5月14日の審査委員会に参加したすべての事業者に対し、参加意思確認書に記載されたメールアドレス宛に通知する。

11. 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者に決定した事業者と本市との間で契約協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。

(2) 優先交渉権者と契約に至らなかった場合

審査結果が上位の者から順に契約協議を行う。

12. その他

(1) 企画提案に係る書類の作成および提出等に要する費用は提案者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。

(3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。

(4) 審査結果に関する質問・異議申立ては受付けない。

(5) 提出期限以降の参加意思確認書および企画提案書等の変更は認めない。

(6) 参加意思確認書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出すること。

(7) 提出された書類は返却しない。また、優先交渉権者選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。

13. 書類提出先・問い合わせ先

〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号

小浜市 地域福祉課 障がい者支援室 担当：久保

電話：0770-64-6012 (直通)

電子メール：genki@city.obama.lg.jp